

第2次トランプ政権の輸出管理措置

2025年8月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部
ニューヨーク事務所

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

< 目次 >

I. 背景・経緯：第2次トランプ政権発足前の米国の輸出管理の動き	2
II. 第2次トランプ政権発足以降の米国の輸出管理の動き	2
A. トランプ大統領の基本姿勢.....	2
B. 商務省の輸出管理の基本姿勢.....	3
III. 中国の AI および先端演算能力などを制限するための企業の EL への追加.....	3
IV. NVIDIA および AMD 製半導体などの対中輸出管理の動向	4
V. 「AI 拡散規則」の取り消しと半導体輸出管理強化方針の発表.....	6
A. AI 拡散規則の取り消しの発表.....	6
B. (EAR の) 一般禁止条項 10 の中国の先端コンピューティング ICs への適用に関するガイダンス	7
C. (EAR 対象品目の) 先端コンピューティング ICs およびその他の AI モデルのトレーニングに用いられる (EAR 対象品目の) 物品の輸出管理に関する BIS の方針表明.....	8
D. 先端コンピューティング ICs の流用を防止するための産業界へのガイダンス	9
VI. トランプ政権の AI 行動計画における輸出管理.....	10
VII. 今後の見通しと日本企業の対策.....	11
A. これまでに公表された施策の評価.....	11
B. 今後の見通し.....	11
1. 「プロジェクト 2025」が示唆するトランプ政権の輸出管理分野での施策の方向性	11
2. EL の適用対象の拡大.....	12
3. 先端半導体輸出管理強化法案の動き	13
4. AI 行動計画実施の一環としての EAR 執行強化.....	13
C. 日本企業の対応.....	13

はじめに

本レポートでは、2025 年 1～7 月に発表された第 2 次トランプ政権の輸出管理措置について、法的根拠に照らし合わせながら解説しています。本レポートは、米国のメイヤー・ブラウン法律事務所の協力を得て作成しました。本レポートが、米国とビジネスを行う方々にとって参考となれば幸いです。

2025 年 8 月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 米州課
ニューヨーク事務所

I. 背景・経緯：第2次トランプ政権発足前の米国の輸出管理の動き

米国の輸出管理は、第1次トランプ政権下（2017年1月20日～2021年1月20日）の2018年8月に制定された輸出管理改革法（Export Control Reform Act：ECRA）で、必要最小限の輸出管理、米国の安全保障および対外政策の観点からの輸出管理などを含む基本方針が明確にされた。¹

第1次トランプ政権では、ECRAで新たな規制対象分野として導入された「新興技術」および「基盤技術」を特定し、これらの技術の輸出管理強化の基本方針を具体的に実施するための各種追加的な輸出規制の措置が講じられた。バイデン前政権（2021年1月20日～2025年1月20日）でも、第1次トランプ政権で実施された各種施策を引き継ぎ、ECRAで示された米国の輸出管理の基本政策の実施に向けた各種措置が講じられた。特に、中国との戦略的競争関係の先鋭化に鑑み、米国の先端技術が中国に流出し、中国の軍事力の強化のために利用されることを防ぐため、人工知能（AI）関連技術や先端半導体、半導体製造装置、ソフトウェアなどの品目の輸出管理強化に向けた一連の措置がとられた。

II. 第2次トランプ政権発足以降の米国の輸出管理の動き

A. トランプ大統領の基本姿勢

第2次トランプ政権が発足した2025年1月20日、ドナルド・トランプ大統領は、国務長官、財務長官、国防長官、商務長官などを含む通商分野に関係する閣僚などを宛先とする「米国第一の貿易政策（America First Trade Policy）」に関する大統領覚書の中で、経済安全保障問題に触れ、国務長官と商務長官に対し、「戦略的な敵対諸国または地政学的な競争相手国が関与する動きや、その他の関連する国家安全保障や全世界的な考慮に鑑みた、米国の輸出管理制度の見直しを行う」ことを指示した。² 特に、米国がいかにして「米国の技術的な強みを維持、取得、および強化し、既存の輸出管理制度の抜け穴をなくすか」「諸外国による（米国の輸出管理の）法令順守を動機づけるための、貿易や国家安全保障手段を含めた、輸出管理の法令執行政策や実務、手法」について検討し、それらへの対処策について提言を行うよう求めた。³

同覚書での指示を受け、関係閣僚は、輸出管理対策に関する評価・提言として「米国は、その先進技術が敵対する諸国の手に渡らないよう確保しなければならない。輸出管理は、米国のAI分野における優位性（dominance）を促進し、世界における技術の指導力を発揮することができるように、より簡素、厳格で効果的なものとなるようにすべきである」旨の報告を4月1日に大統領に対して提出したとされている。⁴

上記に加え、トランプ大統領は、輸出管理について、2月4日付の国家安全保障覚書（NSPM-2）の対イラン政策の文脈の中でも、商務長官に対し、イランの現政権が軍事用を使用する技術や部材の流出を制限するための輸出管理法令の厳格な法執行を継続するよう指示するとともに、司法長官に対しては、刑事、行政、サイバー関連のあらゆる権限を

¹ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-115publ232/pdf/PLAW-115publ232.pdf>

² <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/america-first-trade-policy/>

³ Memorandum of January 20, 2025, America First Trade Policy, Sec. 4(c).

⁴ ホワイトハウスが2025年4月3日に公表した Report to the President on the America First Trade Policy, Executive Summary, Chapter 19. Review of U.S. Export Controls. 大統領への報告書の全文は、これまでのところ（2025年7月19日時点で）公開されていない。

行使して、イラン政府による輸出規制回避行為などを捜査や防止するとともに、厳しく刑事訴追などを行うよう指示している。⁵

B. 商務省の輸出管理の基本姿勢

第2次トランプ政権発足以降、現時点（2025年7月19日）に至るまで、商務省で輸出管理関連の行政を所掌する産業安全保障局（BIS）は、ECRAを施行する行政規則である輸出管理規則（Export Administration Regulations：EAR）の違反行為に対するさまざまな法執行に関連する13件のプレスリリースを公表している。しかし、トランプ大統領に対して4月1日に提出された前述の報告書の中で言及されている商務長官の提言内容を実施するための輸出管理の基本方針の全体像については、これまでのところ公表されていない。

ただし、第2次トランプ政権の輸出管理の基本姿勢を反映するものと思われるEAR施行に関する主要な発表としては、（1）3月25日に「中国のAIおよび先端演算能力をさらに制限するため」⁶、80の中国やその他の国の企業がEAR上のエンティティ・リスト（EL）に追加されたこと⁷、（2）BISが4月にエヌビディア（NVIDIA）⁸やアドバンスト・マイクロ・デバイセズ（AMD）⁹などの米国の半導体メーカーに対し、特定の先端半導体の対中国輸出に事前許可が必要であるとの警告をした後、輸出許可の判断を下したと伝えられていること、（3）5月13日に「AI拡散規則（AI Diffusion Rule）」を取り消し、半導体の輸出管理強化の方針が明らかにされたこと、および（4）7月23日に「AI行動計画」を発表し、半導体製造の支援分野に対する輸出管理強化の方針が示されたことの4件を挙げることができる。

本レポートでは、これら4件の発表内容を概説し、その意義などについて補足する。

III. 中国のAIおよび先端演算能力などを制限するための企業のELへの追加

BISは3月25日、中国、アラブ首長国連合（UAE）、南アフリカ共和国、イラン、台湾およびその他の国に所在する80の企業を、米国の安全保障および外交政策に反する活動に従事したことを理由に、ELに追加したと発表した。¹⁰

BISは、これらの企業をELに追加することにより、次の目標の達成を目指していると説明している。

- 中国共産党が、軍用目的のために、高性能のエクサスケール・コンピューティング¹¹や、量子技術を取得し、開発する能力を制限すること
- 中国の極超音速兵器計画の開発を妨げること

⁵ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/02/national-security-presidential-memorandum-nspm-2/>

⁶ 2025年3月25日にBISが発表したプレスリリースの表題。

⁷ <https://www.bis.gov/press-release/commerce-further-restricts-chinas-artificial-intelligence-advanced-computing-capabilities>

⁸ <https://d18rn0p25nwr6d.cloudfront.net/CIK-0001045810/9e6e2d94-83a7-465c-8a94-982d82e3e9e7.pdf>

⁹ <https://ir.amd.com/financial-information/sec-filings/content/0000002488-25-000039/amd-20250415.htm>

¹⁰ <https://www.bis.gov/press-release/commerce-further-restricts-chinas-artificial-intelligence-advanced-computing-capabilities>

¹¹ エクサスケール・コンピューティングは、1秒間に100京回以上の浮動小数点演算を行い、大規模な統合型モデリング、シミュレーション、AI分析のワークロードに対応することを可能にするもの。

- 南アフリカ試験飛行アカデミー¹²に関連する組織が中国軍を訓練する際に米国原産の品目を使用することを防止すること
- イランの無人航空機（UAVs）および関連の防衛品目の調達を妨害すること
- 保障措置のとられていない核活動および弾道ミサイル計画の開発を遅らせること。

ELは、EARの一部となっていることから、同リストに新たな組織が追加される場合には、EARの改正手続きがとられる。3月25日に発表された80の企業のEL追加は、第2次トランプ政権発足後、初めてのEAR改正だった。

しかし、同改正に際して、輸出管理面における「トランプ政権の新たな政策や施策」などとのかたちで対外的に同政権としての明確な政策、施策、指針の発表は行われず、これらの企業がなぜELに追加されたのかに関する説明が行われたのみであった。とはいえ、BISによる説明内容は、第2次トランプ政権でも輸出管理面では、中国が特に先端コンピューティング、量子技術などの分野における米国の技術を利用して、人民解放軍の軍事を強化しようとする動きを阻止するために、輸出、再輸出、国内移転などに対する管理を厳格に行っていく、とのこれまでの基本方針を継続していくことを確認するものだったと言える。

IV. NVIDIA および AMD 製半導体などの対中輸出管理の動向

エヌビディアは4月15日、米国政府が4月9日に同社に対し、同社製半導体「H20」および同レベルの製品について、中国（香港、マカオを含む）およびEARの国別グループD:5向けや、それらの国・地域に本拠地を置く企業向けの輸出などには、事前許可（ライセンス）の取得が必要であると通報した旨の開示文書を米国証券取引委員会（SEC）に提出した。¹³ 同社は同開示文書で、米国政府が4月14日に同社に対して、H20など製品は中国でスーパーコンピュータの製造のために用いられるリスクがあり、それに対処するためのライセンスを得ることが必要であり、ライセンス取得義務は無期限に課せられると通報したと説明した。

また、AMDは4月15日、特定の同社製半導体の中国（香港、マカオを含む）およびEARの国別グループD:5向けや、それらの国・地域に本社を置く企業向けの輸出などに、米国政府により新たに求められているライセンス取得義務が適用されるかどうか検討を行った結果、同社製半導体「MI308」に適用されるとの判断に至ったとの開示文書をSECに提出した。また、同開示文書で、ライセンス申請を行うが、許可されるかどうかは何ら保証はないと説明した。¹⁴

エヌビディアやAMDの一部の製品については、中国国内の需要を満たすために、EARによる輸出規制の対象にならないよう設計・製造され、中国向け輸出にBISの事前許可が不要な先端半導体製品とされていた。しかし、2025年1月に、中国の新興AI企業ディープ

¹² Test Flying Academy of South Africa (TFASA). <https://www.tfasa.com/>
南アフリカ共和国に本拠地を有する民間航空訓練センター。同センターでは、西側の軍事技術や情報を用いて、中国人民解放軍の関係者に対して、軍事用の飛行訓練が行われているとされている。このため、BISは2023年6月12日に、TFASAをELに追加している。
<https://www.federalregister.gov/documents/2023/06/14/2023-12726/additions-of-entities-to-the-entity-list-and-removal-of-entity-from-the-entity-list>

¹³ <https://d18rn0p25nwr6d.cloudfront.net/CIK-0001045810/9e6e2d94-83a7-465c-8a94-982d82e3e9e7.pdf>

¹⁴ <https://ir.amd.com/financial-information/sec-filings/content/0000002488-25-000039/amd-20250415.htm>

シーク (DeepSeek) が、米国の AI 企業オープン AI (OpenAI) の最新モデル「OpenAI-o1」と同等の性能を持つとされる AI モデル「DeepSeek-R1」を発表し、ディープシークの AI モデルには、合法的に調達した米国製の半導体を使用されていると伝えられたことなどがきっかけとなり、米国内では、中国との AI 分野での競争の観点から、米国の先端半導体の対中国輸出規制を強化すべきと指摘する声が高まっていた。¹⁵

BIS は、このような米国内の批判を念頭に置いて、4 月にエヌビディアや AMD の一部の先端半導体製品の輸出について、EAR の最終用途 (エンドユース)、最終使用者 (エンドユーザー) を理由とする規制の関連条項に基づく新たなライセンス取得義務を課したものと推測される。^{16,17}

その後エヌビディアは 7 月 14 日、ジェンスン・ファン最高経営責任者 (CEO) の米国政府に対する働きかけにより、H20 などの対中輸出について、米国政府が許可する確証が得られたため、BIS に改めて輸出許可申請をすることとなったと発表した。¹⁸ 報道では、AMD も同様に、米政府から輸出許可が得られる見込みとなったため、MI308 製品の中国向け出荷を再開する予定だと顧客に伝えた模様だ。¹⁹

トランプ政権が、米国の半導体メーカーの中国向け先端半導体の輸出を許可することになったとの発表を受け、米国連邦議会下院の中国共産党特別委員会のジョン・ムーレナー委員長 (共和党、ミシガン州) は、ハワード・ラトニック商務長官に対し 7 月 18 日に書簡を发出し、商務省がいかなる基準に基づきエヌビディアの H20 の対中国輸出を許可するか説明を求めている。²⁰ さらに、上院のマーク・ワーナー議員 (民主党、バージニア州)、ジャック・リード議員 (民主党、ロードアイランド州) を含む複数の上院議員は 7 月 28 日、ラトニック商務長官に書簡を发出し、エヌビディアの H20 などの対中輸出を許可すべきでない旨を主張している。²¹ また、さまざまな米国シンクタンクに所属する個人や、元米国政府高官らを含む 20 人の個人が、連名でラトニック商務長官に対して 7 月 28 日書簡を发出し、H20 の対中輸出を許可しないよう働きかけている。²²

¹⁵ The H20 Problem: Inference, Supercomputers, and US Export Control Gaps. The Institute for Progress (IFP), April 15, 2025. <https://ifp.org/the-h20-problem/>.

¹⁶ BIS は、エヌビディアや AMD の特定半導体製品の中国向け輸出などに対して、ライセンス取得を義務付ける通知を行ったことについて、何ら公表していない。

¹⁷ EAR では、EAR 対象品目を輸出、再輸出、または移転しようとする者が、輸出、再輸出、移転の時点で、当該品目が (米国が政策上問題視している) 特定のエンドユース、または (米国が取引禁止の対象などと指定している) 特定のエンドユーザー向けに輸出、再輸出、または移転されることを承知している場合には、BIS の事前の許可を得ない限り、そのような輸出、再輸出、移転は原則として禁止される旨を規定している (15 CFR Part 744)。今回の事例において、BIS はエヌビディアや AMD に対して、EAR で「イズ・インフォームド・レター (is informed letter)」と呼ばれている特定の者 (法人、個人など) 宛の非公開の書簡により、エヌビディアの H20 や AMD の MI308 などの対中輸出が、EAR で規定されているスーパーコンピュータ、先端半導体、半導体製造装置に関するエンドユース・エンドユーザー規制に違反するリスクを指摘し、ライセンスを取得する義務を通知したものと推定される。

¹⁸ <https://blogs.nvidia.com/blog/nvidia-ceo-promotes-ai-in-dc-and-china/>

¹⁹ <https://www.latimes.com/business/story/2025-07-15/nvidia-amd-to-resume-ai-chip-sales-to-china-after-u-s-reversal>

²⁰ <https://selectcommitteeontheccp.house.gov/sites/evo-subsites/selectcommitteeontheccp.house.gov/files/evo-media-document/2025.07.18-letter-to-commerce-h20-chip.pdf>

²¹ https://www.warner.senate.gov/public/_cache/files/4/e/4efdf80-8237-4e25-89eb-158f39020657/E5951E379005A5430113912D1EAAD40A44EDE0EAE6F95BEEA5BA820A6232D6EA.lutnick-letter-on-nvidia.pdf

²² <https://ari.us/wp-content/uploads/2025/07/Letter-to-Secretary-Lutnick-on-H20-restrictions.pdf>

エヌビディアの H20 や AMD の MI308 の対中輸出については、トランプ政権の AI 行動計画（後述）の一環として、可能な限り許可をすべきとの動きに対して、中国の AI 産業を支援することとなるこれらの先端半導体輸出は、米国の安全保障の観点から、安易に許可されるべきではない、との批判も高まりつつあり、最終的にトランプ大統領が、米中関係の文脈の中で、いかなる判断を下すことになるのか、現時点では不透明な状況になっている。²³

一部の報道では、商務省 BIS 関係者から得た情報として、8 月 1 日現在、米政府高官が 7 月 14 日に、承認すると伝えていた NVIDIA の H20 の対中国輸出許可申請を含め、商務省は他の多数の先端半導体の輸出許可申請に対して、まだ、正式な許可は出されていない模様であるとしている。²⁴

V. 「AI 拡散規則」の取り消しと半導体輸出管理強化方針の発表

BIS は 5 月 13 日、バイデン政権末期の 1 月 13 日に発表された「AI 拡散規則」を取り消し、今後、これに代わる新たな AI 関連の半導体輸出規制の枠組みに関する規則を公表する意向であると発表した。²⁵ また、先端コンピューティング集積回路（先端コンピューティング ICs）の対中国流出防止のための輸出管理強化に関連する、次の 3 つのガイダンスも同時に発表した。

- (1) 「（EAR の）一般禁止条項 10 の中国の先端コンピューティング ICs への適用に関するガイダンス」²⁶
- (2) 「先端コンピューティング ICs およびその他の AI モデルのトレーニングに用いられる物品の管理に関する BIS の方針表明」²⁷
- (3) 「先端コンピューティング ICs の流用を防止するための産業界へのガイダンス」²⁸

各発表の概要を補足する。

A. AI 拡散規則の取り消しの発表

BIS は、バイデン政権下の 2022 年 10 月以降、一連の EAR 改正を通じて、先端半導体および半導体製造装置などを含む多岐にわたる品目に対する輸出管理を強化してきた。この一環として、バイデン政権が終了する直前の 2025 年 1 月 13 日、「AI 拡散のための枠組み」を構築する EAR の改正（AI 拡散規則）に関する暫定最終規則を公告するとともに一般からのコメントを求めた。²⁹

²³ <https://thehill.com/policy/technology/5426103-trump-china-ai-chip-policy/>

²⁴ <https://www.reuters.com/world/us/us-government-turmoil-stalls-thousands-export-approvals-sources-say-2025-08-01/>

²⁵ <https://www.bis.gov/press-release/department-commerce-announces-recission-biden-era-artificial-intelligence-diffusion-rule-strengthens-chip>

²⁶ Guidance on Application of General Prohibition 10 (GP10) to People's Republic of China (PRC) Advanced-Computing Integrated Circuits (ICs) <https://www.bis.gov/media/documents/general-prohibition-10-guidance-may-13-2025.pdf>

²⁷ BIS Policy Statement on Controls that May Apply to Advanced Computing Integrated Circuits and Other Commodities Used to Train AI Models <https://www.bis.gov/media/documents/ai-policy-statement-training-ai-models-may-13-2025>

²⁸ Industry Guidance to Prevent Diversion of Advanced Computing Integrated Circuits <https://www.bis.gov/media/documents/ai-counter-diversion-industry-guidance-may-13-2025.pdf>

²⁹ <https://www.bis.gov/press-release/biden-harris-administration-announces-regulatory-framework-responsible-diffusion-advanced-artificial>

1月13日に公表と同時に発効となったAI拡散規則は次の基本的要素を含むもので、官報公告日（1月15日）から120日後の5月15日以降、法令順守が求められ、法執行が開始されることになっていた。³⁰

- 先進コンピューティング ICs の輸出、再輸出、国内移転のための包括的なライセンス取得義務の設定、および、特定の同盟国・パートナー諸国向けのものに対する許可例外、その他の許可例外の新設など
- クローズド・ウェート AI モデルのモデル・ウェートの輸出、再輸出、国内移転に対する新たな許可取得義務の設定、および、特定の同盟国・パートナー諸国向けのものに対する許可例外、その他の許可例外の新設など
- 米国の安全保障を確保し、先進コンピューティング ICs 流用のリスクを軽減するための、仕向地における先進モデル保存の安全を確保するための諸条件の設定

第2次トランプ政権によるAI拡散規則の取り消しの発表は、同規則執行開始の直前に行われたもので、BISは取り消しの理由について、「（AI拡散規則が取り消されなければ）これらの新規則は、米国の技術革新を抑え込み、企業に負担のかかる新たな規則順守義務を課すことになっていただろう。また、AI拡散規則は、数十の諸国を第2級国家に格下げすることにより、米国のそれらの国との外交関係を損なうことにもなっていただろう」と述べている。

B. （EARの）一般禁止条項10の中国の先端コンピューティング ICs への適用に関するガイダンス³¹

「（EARの）一般禁止条項10の中国の先端コンピューティング ICs への適用に関するガイダンス」（先端コンピューティングガイダンス）では、中国などに本拠地を置く会社が開発もしくは生産した〔輸出管理分類番号（ECCN）3A090の仕様を満たす〕先端コンピューティング ICs（PRC 3A090 ICs）を使用していたり、その他 PRC 3A090 ICs が関与する取引を行っていたりする者に対し、厳格なデューディリジェンスを行い、その使用やその他の関連取引を行うことにより、EAR違反とならないよう、注意を喚起している。

この注意喚起は、次の理由に基づくとしている。

- 中国などの国別グループ D:5 に掲載されている国などに所在する、本社を有する、もしくは、その最終親会社が所在する会社により、開発もしくは生産された、PRC 3A090 ICs は、米国のソフトウェアもしくは技術により設計されたか、米国原産のソフトウェアもしくは技術の直接製品である半導体製造機器により製造された、もしくは双方の理由により、EAR対象品目であると推定される。
- これらの PRC 3A090 ICs は、必要な BIS のライセンスを取得せず、EARに違反して製造された品目である可能性が高い。
- EARの一般禁止条項10では、EARの対象となる品目の輸出、再輸出、移転に直接携わる当事者のみならず、EARの対象品目に関与する者が、特定の行為・取引

³⁰ 1月13日にBISのプレスリリースで公表されたAI拡散規則の暫定最終規則は、1月15日付の官報で公告された。<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-01-15/pdf/2025-00636.pdf>
同日、BISは、AI拡散規則の暫定最終規則について、一般に対するオンラインでのブリーフィングを行った。<https://www.youtube.com/watch?v=aXOi7G5z6og>

³¹ Guidance on Application of General Prohibition 10 (GP10) to People's Republic of China (PRC) Advanced-Computing Integrated Circuits (ICs) <https://www.bis.gov/media/documents/general-prohibition-10-guidance-may-13-2025.pdf>

に関連し、EAR 違反、または EAR に基づき発行されたライセンスの（条件）違反が行われた、発生することになる、または違反の意図があることを承知しながら（with knowledge）当該 EAR 対象品目を販売、移転、輸出、再輸出、融資、発注、購入、撤去、隠蔽、保管、使用、貸与、処理、輸送、転送、補修などを行うことなども禁止されている。³²

先端コンピューティングガイドランスでは、特に、次のファームウェアの先端半導体に関連する取引を BIS の許可なく行う者は、一般禁止条項 10 に違反するものと推定されるが、一般禁止条項 10 に違反し得る半導体は、これらに限定されないとしている。

Huawei Ascend 910B
Huawei Ascend 910C
Huawei Ascend 910D

C. （EAR 対象品目の）先端コンピューティング ICs およびその他の AI モデルのトレーニングに用いられる（EAR 対象品目の）物品の輸出管理に関する BIS の方針表明

EAR 対象品目のエンドユースおよびエンドユーザーを理由とする輸出管理の内容を規定している EAR の part 744 では、EAR 対象品目を輸出、再輸出、または（同一国内）移転しようとする者が、輸出、再輸出、または移転の時点で、当該品目が（米国が取引禁止などの対象者などと指定している）特定のエンドユーザー向け、または、当該品目が（米国の政策上問題視している）特定のエンドユースのために、輸出、再輸出、または移転されることを「承知している」場合、BIS から事前の許可を得ない限り、そのような輸出、再輸出、または移転は原則として禁止される旨規定している。³³ そして、取引禁止の対象となるエンドユースの中には、核兵器、化学兵器、生物兵器などの大量破壊兵器（WMD）に関連する用途や、軍事諜報活動に関連する用途が含まれている。

このような EAR の規定の枠組みを踏まえ、2025 年 5 月 13 日の「先端コンピューティング ICs およびその他の AI モデルのトレーニングに用いられる物品の管理に関する BIS の方針表明」（AI モデルトレーニング用途関連の BIS 輸出管理方針）では、次のとおり BIS の方針を表明している。

- (1) BIS は、（EAR 対象品目の）「先端コンピューティング ICs やその他の AI モデルトレーニングに用いられる物品」³⁴へのアクセスは、国別グループ D:5 の（中国を含む）諸国やマカオの軍事諜報関連や WMD 関連のエンドユースを可能にし得ると認定した。
- (2) 従って、次の AI モデルに関連する取引などを行う者が、AI モデルが WMD や軍事諜報活動エンドユースもしくはそれらの活動に関与するエンドユーザーにより使用されると「知っている」場合には、EAR の規定により、事前に許可を得ることが義務付けられる可能性がある。

³² 15 CFR §736.2(b)(10).

³³ 15 CFR 744.1.

³⁴ BIS は、「先端コンピューティング ICs やその他の AI モデルトレーニングに用いられる物品」には、以下の ECCN に分類される品目が含まれるとしている。

3A090.a、

4A090.a、および、

カテゴリ 3、4、5 の中の末尾が「.z」に分類される品目。（例えば、ECCN 5A992.z に分類されるサーバーなど。）

- (EAR 対象品目の) 先端コンピューティング ICs および物品を、サービスとしてのインフラ (Infrastructure as a Service : IaaS) 提供者など他者に輸出、再輸出、もしくは移転する者が、これらの ICs や物品を受領する IaaS などが、D:5 リスト諸国 (中国など) もしくはマカオに本拠地が所在する者 (もしくはその他代理人など) のために行う AI モデルのトレーニングをするために当該 ICs や物品を使用することを承知しつつ、輸出、再輸出、移転を行うこと。
- 既に IaaS 提供者など (特定の者) の占有下にある EAR 対象品目の先端コンピューティング ICs および物品を、その受領者が、D:5 リスト諸国 (中国など) もしくはマカオに本拠地が所在する者 (もしくはその他代理人など) のために行う AI モデルのトレーニングをするために使用することを「承知しつつ」「移転」すること。
- 米国人 (U.S. person) が、D:5 リスト諸国 (中国など) もしくはマカオに本拠地が所在する者 (もしくはその他代理人など) のために行う AI モデルのトレーニングのために使用されるか、支援することとなることを「承知しつつ」、何らかの「支援」もしくは契約、サービス、雇用関係を持つこと。

- (3) BIS の事前許可を得ずにこれらの取引や活動を行い、当該取引や活動が EAR 違反である場合、当該取引や活動に関与した者は民事や刑事責任を追及される法執行の対象となり得る。さらに、外国の者が、米国の安全保障や外交政策上の利益に反する活動をしたと見なされた場合 (特に、D:5 リスト諸国もしくはマカオに本拠地が所在する者のための、WMD や軍事諜報をエンドユースとする AI モデルのトレーニングを支援した場合) には、EAR に違反する行為に関与しなかった場合でも、EL に追加され得る。

D. 先端コンピューティング ICs の流用を防止するための産業界へのガイダンス³⁵

「先端コンピューティング ICs の流用を防止するための産業界へのガイダンス」(先端コンピューティング ICs 流用防止ガイダンス) は、BIS が 2022 年 10 月以降、一連の EAR 改正を通じて実施している、先端コンピューティング ICs およびそれら ICs を含む物品 (先端コンピューティング ICs など) ³⁶の輸出、再輸出、国内移転管理の強化の主たる目的を、次のとおり説明している。

- 先端コンピューティング ICs などは、軍事諜報活動や WMD 関連の活動を可能とするエンドユースに用いられる可能性がある。
- 先端コンピューティング ICs などは、軍事決定、計画、兵站 (ロジスティクス) の速度や精度を向上させ、また、自律化された軍事・兵器システムを向上させる、中国軍の現代化のための努力の一環として用いられている。
- 中国はさらに、これらの先端コンピューティング ICs などを、核兵器などの WMD や、極超音速などの先進ミサイルシステム、戦場での効果の評価など、各種武器の設計や試験のための計算を向上させるために用いている。

³⁵ Industry Guidance to Prevent Diversion of Advanced Computing Integrated Circuits
<https://www.bis.gov/media/documents/ai-counter-diversion-industry-guidance-may-13-2025.pdf>

³⁶ 先端コンピューティング ICs 及びそれらを含む物品は、以下の ECCN に分類される品目を含む。
 3A090.a、4A090.a、および、カテゴリ 3、4、5 の中の末尾が「.z」に分類される品目。(例えば、ECCN 5A992.z に分類されるサーバーなど。)

- 中国は、（米国により強化された輸出管理強化の規制枠を逃れるために）中国外の第三国などを経由、先端コンピューティング ICs などを使用しているデータセンターへのアクセスなどを通じて、これらの先端コンピューティング ICs など取得ないしは利用しようとしている。

「先端コンピューティング ICs 流用防止ガイダンス」では、これらの背景説明を踏まえ、（中国が）米国の輸出管理などの強化を逃れるために行っているさまざまな規制回避のための取引や、規制対象品目の流用行為などを示唆する要注意の危険信号（Red Flags）について、BIS から発表されている既存の要注意危険信号ガイダンスに加え、11 の項目にわたる新たな危険信号の具体例を挙げ解説しながら、先端コンピューティング ICs に関与している産業界に対して注意喚起を行っている。

VI. トランプ政権の AI 行動計画における輸出管理

ホワイトハウスは 7 月 23 日、トランプ政権が AI 分野で推進していく包括的な戦略をとりまとめた「競争に勝つ、米国の AI 行動計画」³⁷（AI 行動計画）を発表した。同行動計画は、（1）AI の技術革新を加速させる、（2）米国の AI インフラを構築する、および（3）国際 AI 外交および安全保障を主導する、の 3 本の柱により構成されている。

AI 行動計画の 3 番目の柱である「国際 AI 外交および安全保障を主導する」では、米国の AI に関する（ハードウェア、モデル、ソフトウェア、アプリケーション、および規格・標準など）多層にわたる総合的な技術を同盟国やパートナー諸国に輸出していくことの重要性が指摘されている。これに関連し、トランプ大統領は 7 月 23 日に「米国の AI 技術層の輸出促進」のための大統領令（EO）14320 を発令し、90 日以内に、American AI Exports Program を創設し、米国の AI 技術層全体の輸出パッケージ開発、展開を支援するよう、商務長官に指示している。³⁸

同時に、先端 AI 技術が、経済の活性化と軍事能力の双方に資することとなると指摘し、地政学上の競争と国家安全保障の双方の面から、敵対国が米国の AI 資源にアクセスできないようにしなければならないとし、この観点から、米国は、創造的な輸出管理関連法の執行を行っていくべきであるとしている。この政策を具体的に推進するために、商務省や他の関連省庁が産業界と連携し、先端 AI 技術の位置検証機能の活用を通じて、米国の半導体が懸念国に渡らないようにするための方策を検討することが推奨されている。また、米国の半導体が流用されないようにするため、商務省の主導により、全世界的な監視体制を構築していくことを勧告している。

また、現在の半導体製造関連の装置や技術などの輸出管理の「抜け穴」を閉じる必要があると指摘している。このための対策としては、商務省が主体となって、半導体製造のサブシステム（semiconductor manufacturing subsystems）³⁹に対する新たな輸出管理を行っていく必要があるとしている。

³⁷ Winning the Race America's AI Action Plan, July 2025, <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/07/Americas-AI-Action-Plan.pdf>

³⁸ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-07-28/pdf/2025-14218.pdf>

³⁹ 半導体製造のサブシステムの具体的な内容は不明だが、日本企業は半導体製造の多くの過程で、さまざまな資材を提供していることから、米国による半導体製造のサブシステムに対する輸出管理の動向を注視していくことが極めて重要となる。

さらに、米国は AI 関連の機微な技術に対する強力な輸出管理を行っていく必要性を訴えている。このためには、パートナー諸国や同盟国が、バックフィルをしないよう働きかけるべきと勧告している。この一環として、米国は、EAR の外国直接製品規則 (FDPR) や「2 次関税」を活用すべきなどとしている。

VII. 今後の見通しと日本企業の対策

A. これまでに公表された施策の評価

第 2 次トランプ政権発足後、これまでのところ、輸出管理の分野では、米国第一の貿易政策の一環として、総論的には ECRA 制定以降推進されている既存の輸出管理の政策目標を維持し、米国の技術的な先進性や強みを維持、強化するため、法執行をさらに強化していく方向性が示唆されている。ただ、それが具体的な輸出管理の施策として明らかにされたのは、前述の「米国が AI 分野での技術革新の先頭に立ち続け、AI 分野における米国の優位性を維持する」⁴⁰ための、AI 拡散規則の取り消しと、2022 年以降強化され現在に至っている、既存の輸出管理規則に基づく先端コンピューティング ICs などの対中国流出防止のための基本政策方針の表明⁴¹、の 2 件にとどまっている。

B. 今後の見通し

1. 「プロジェクト 2025」が示唆するトランプ政権の輸出管理分野での施策の方向性

第 2 次トランプ政権の輸出管理分野における今後の具体的施策の内容を検討していく上で参考になると思われるのは、首都ワシントンの保守系シンクタンクとして知られているヘリテージ財団が 2024 年の大統領選挙に先立ち公表した政策提言文書「Project 2025—Mandate for Leadership」⁴²に含まれている、輸出管理規則の「現代化」に関する提言内容だ。⁴³

同政策提言文書の輸出管理規則の現代化に関する部分では、次の項目に関する具体的な政策提言が行われている。

- (1) 規制の「抜け穴」となっている、ライセンス取得義務の前提として付されている（特定用途などのために）「専用に設計された（specially designed）」との条件を撤廃すること
- (2) 中国とロシアを、より輸出規制度の高い国別グループ D もしくは E に分類し直すこと

⁴⁰ 2025 年 5 月 13 日の米商務省 BIS プレスリリース。<https://www.bis.gov/press-release/department-commerce-announces-recission-biden-era-artificial-intelligence-diffusion-rule-strengthens-chip>

⁴¹ BIS Policy Statement on Controls that May Apply to Advanced Computing Integrated Circuits and Other Commodities Used to Train AI Models
<https://www.bis.gov/media/documents/ai-policy-statement-training-ai-models-may-13-2025>

⁴² https://static.heritage.org/project2025/2025_MandateForLeadership_FULL.pdf

⁴³ https://whatisproject2025.net/project-2025-mandate-for-leadership-pdf/?gad_source=1&gad_campaignid=21456317456&gclid=EAIaIQobChMIoJLl6uzGigMVAiIIBR3ZN RG3EAAAYASAAEgIgo_D_BwE

- (3) 許可例外 (license exceptions) (の制度) の撤廃
- (4) FDPR の適用拡大
- (5) (EAR 対象品目となる) デミニミスの基準を 25% から 10% に (特定の重要な技術については 0% に) 引き下げる
- (6) 懸念国の国籍を有する者への技術移転防止のための「みなし輸出 (deemed export)」に関する規則の強化
- (7) 権威主義的な外国政府による資金援助、学生、研究者、雇用・採用などを通じた米国大学の開かれた制度の乱用に対処するための、「基礎研究 (fundamental research)」の定義の厳格化
- (8) 規格や標準設定のための「活動」に関して認められている規制対象の組織・諸国との技術情報共有を可能にしている許可例外の制度の撤廃
- (9) 技術移転に対処するための、出版・公開情報に関する規則の改善

トランプ大統領は、2024 年の大統領選挙運動中、同氏の政策はプロジェクト 2025 の提唱する政策と無関係である旨の発言を繰り返していた。⁴⁴ しかし、プロジェクト 2025 に含まれている輸出管理に関する政策提言の主要な起案者の一部は、第 2 次トランプ政権発足後、輸出管理に関連する政府機関の幹部職に就いており⁴⁵、これまで商務省から発表されている輸出管理に関する具体的な措置の内容は、プロジェクト 2025 で推奨されている施策と同様の政策を指向していると思われ、第 2 次トランプ政権では、プロジェクト 2025 に含まれている提言が反映される施策がとられていくとみられる。従って、今後は、プロジェクト 2025 に含まれている具体的な政策提言の実施のために必要となる EAR の改正が、さまざまな文脈で行われていく可能性が高い。⁴⁶

2. EL の適用対象の拡大

第 2 次トランプ政権の商務省で輸出管理を担当することとなる次官補の指名を受け、現在上院による承認の手続きを待っているランドン・ハイド (Landon Heid) 氏は、2025 年 4 月 10 日、上院の銀行・住宅・都市問題委員会で行われた公聴会で、輸出管理強化の一環として、EAR の EL に関する規則を強化し、現在 EL に掲載されている法人のみに対して適用される輸出規制を、EL に掲載されている法人が 50% もしくはそれ以上所有する法人に対しても適用されるよう、EAR の改正を行う可能性を示唆した。⁴⁷

実際にハイド氏が示唆するように、EEL が改正され、EL 掲載企業のみならず、EL 掲載企業が直接もしくは間接的に 50% 以上所有する組織なども、同様に輸出規制の対象となれ

⁴⁴ <https://www.npr.org/2024/08/22/g-s1-19202/trump-project-2025-border-immigration>
<https://www.youtube.com/watch?v=aUnunvzpgE>

<https://www.c-span.org/clip/campaign-2024/donald-trump-disavows-project-2025/5124900>

⁴⁵ 例えば、プロジェクト 2025 の輸出管理に関連する部分の起案者の一人とされる Robert Burkett 氏は、BIS の首席補佐官の職に就いている。<https://www.bis.gov/about-bis/bis-leadership-and-offices>

⁴⁶ なお、トランプ大統領が 2024 年の大統領選挙の際、公約として発表した Agenda 47 の中には、輸出管理に直接言及する項目は含まれていなかった。<https://www.donaldjtrump.com/platform>

⁴⁷ <https://www.banking.senate.gov/hearings/04/03/2025/nomination-hearing>

ば、EAR 対象品目を取り扱っている者は、EAR 順守のためのデューディリジェンスのための調査に相当の時間やその他の資源を費やす必要に迫られることになる。

3. 先端半導体輸出管理強化法案の動き

先端半導体の輸出管理については、既存の法律に基づく EAR 改正の可能性に加え、先端半導体の流用が米国の安全保障に悪影響をもたらすリスクに対処するための法案として「半導体安全保障法（Chip Security Act）」案が、上下両院に提出されている⁴⁸。同法案では、先端半導体について、その所在地が検証できるような機能を持たせ、供給された商品が流用された可能性があることを半導体製造会社が察知した場合に政府当局（BIS）に報告を行うことを義務付けるとともに、商務省に対して、追加的な流用防止の対策を検討することを義務付けている。

4. AI 行動計画実施の一環としての EAR 執行強化

前述の AI 行動計画では、その 3 本目の柱として、「国際 AI 外交および安全保障を主導する」ことが掲げられており、その一環として、半導体やその製造装置を含む、AI 関連の機微な製品について、米国の敵対国への流出を防ぐための強力な輸出管理を行う必要性が指摘されている。また、同盟国やパートナー諸国との連携の必要性が述べられていると同時に、同盟国やパートナー諸国がバックフィルをすることに対して警戒し、EAR の FDPR の執行を行っていくことについても言及されていることから、トランプ政権では、今後、AI 行動計画の文脈の中で、AI 関連の重要な産業である半導体製造装置やその他の製造過程に寄与している資材を供給している多くの日本企業の EAR 順守に対して、監視の目が厳しくなる可能性がある。

C. 日本企業の対応

近年急速に能力が向上している AI 関連技術が、兵器開発を促進するのみならず、それ自体が兵器となり得るとの危機感が世界的に広まる中で、米国では AI 技術および AI 技術を支える先端コンピューティング ICs などに関連する品目の主として中国を念頭に置いた懸念国への流出防止のための輸出管理を強化していくべきとの認識が高まっている。これに応えようとしたのが、バイデン政権末期に発表された「AI 拡散規則」だったが、同規則に対しては、AI 関連技術や品目の過度の輸出管理は、米国の AI 分野における指導力や影響力の維持の観点から、望ましくないとの懸念が産業界から表明された。

第 2 次トランプ政権では、このような産業界からの声を踏まえ、AI 拡散規則が採用した、AI 関連技術の品目に対する包括的な事前許可制の枠組みにより輸出管理法令の実効性を確保しようとするアプローチではなく、AI 技術関連の厳格な輸出管理基準を基本的に維持しつつも、EAR 上の輸出管理基準やコンプライアンスの基準に関するガイダンスを一般に示すことにより、AI 関連技術品目に関与する各当事者の自律的な法令順守を促すアプローチが採用されつつある。ただし、第 2 次トランプ政権の新たな政策として、AI 関連技術品目の管理基準を下げ、懸念国向けの輸出管理自体を「緩和」の方向に転換しているわけではない。

⁴⁸ 上院には 2025 年 5 月 8 日、Chip Security Act (S. 1705) が提出されている。
<https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/1705> また、同内容の法案 Chip Security Act (H.R. 3447) は 5 月 15 日、下院に提出されている。<https://www.congress.gov/bill/119th-congress/house-bill/3447>

このことは、AI 関連技術品目の取引に関与している企業にとって新たな課題をもたらすことになる。すなわち、企業は、自社の扱う製品が現行の輸出管理基準に鑑み、先端 AI 関連技術として輸出管理対象品目に該当するのかどうかや、中国などの懸念国に本拠地を置く企業を通じて、WMD の研究、開発、試験、製造や軍事諜報活動のために流用されるリスクはないか、などの側面について、自らの責任でデューディリジェンスのための調査、分析、判断を行う必要性がますます高まっていくことを意味する。

このような企業が、EAR 順守の不確実性に伴うリスクを低減させるための手段の 1 つとして、2024 年 9 月に外国のデータセンターにも適用が拡大された、認定エンドユーザー (VEU) プログラム⁴⁹の活用を挙げることができる。⁵⁰

先端半導体を含む AI 技術関連以外の品目を自社製品として扱っている企業については今後、米国が輸出管理を強化していく分野として、量子技術、航空・宇宙関連技術、バイオテクノロジーなどの産業が想定されていることから、これらの分野での輸出管理強化に関する当局の発表を注視していく必要がある。

また、特定の産業分野に限らず、企業が米国原産の品目（物品、ソフトウェア、技術など）が関与する取引を行っている可能性がある場合には、これまで米国当局による個別の事前許可（輸出ライセンスなど）を取得せずに取引を行うことができたものが、第 2 次トランプ政権下で今後あり得る EAR のさまざまな規則内容の技術的改正や、EAR で用いられている用語の定義変更などにより、将来的に当局の事前許可を取得することが義務付けられる可能性もある。BIS がこのような規則改正を行った場合に迅速に対応できるようにしておくため、EAR 対象品目を何らかの形で扱っている可能性のある企業は、あらかじめ、現在の事業体制について、次の側面などから調査、確認しておくことがリスク管理上、望ましい。

- 自社が関与している⁵¹品目のうち、EAR 対象品目となるものの確認（EAR 対象品目ではあるが、個別許可を取得せず、取引を行っているものの確認を含む）
- その判断、確認の根拠の確認⁵²
- 既に BIS の個別許可を取得している品目などの確認
- 自社が関与している機微な分野の品目の確認
- 自社の事業活動の中で、EAR 順守上、違反のリスクが高いと思われる分野の特定
- 現在の EAR 順守体制・手続きの確認、および、同体制・手続きの再検討

以上

⁴⁹ <https://www.bis.gov/press-release/commerce-updates-validated-end-user-veu-program-eligible-data-centers-bolster-u.s.-national-security>

⁵⁰ VEU プログラムの具体的内容は、EAR の§785.15 に記載されている。

<https://www.ecfr.gov/current/title-15/subtitle-B/chapter-VII/subchapter-C/part-748/section-748.15>

VEU プログラムは一般に、商務省が安全性を確認した特定の外国企業に対し、個別許可の申請の手続きをとらずに、特定品目の輸出などを認めるもので、輸出管理規則順守のための手続きの簡略化が可能となる。ただし、第 2 次トランプ政権中に実施される EAR の改正の一環として、VEU プログラムが撤廃や改正される可能性もある。

⁵¹ 「関与」とは、自社が自ら研究、開発、製造、試験、販売などの活動を行っているものに限らず、自社が融資、保険、運送、保証、リースなどの事業対象となっている第三者の所有、管理、占有下にあるものも含まれる。

⁵² EAR の「デミニミス」「外国直接製品」「基礎研究」、各種「許可例外」などに関連する規定を根拠としているのか否かなどの確認を含む。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20250019>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 米州課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5545
E-mail：ORB@jetro.go.jp